

な利用は条例により使用が制限されている。

また、県立体育館・武道館やびわ湖こどもの国などは県外の利用者には県内利用者より高い利用料金を徴収しているが、アイスアリーナや近江富士花緑公園などは県内利用者と県外利用者とも同一料金としている。

県立施設としての制約もあるが、施設の有効活用と収益確保による管理料削減の観点から、設置目的以外への活用や県外利用者料金加算など、施設の効率性と収益性にも配慮した施設管理が行えるよう、条例改正も視野に入れた弾力的な運用について検討することが望まれる。

③指定管理者制度の導入に伴う民間のノウハウ等の共有について

指定管理者制度は多様化する住民ニーズに、より効果的効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用し、住民サービスの向上と経費の削減等を図るため導入され、大きな効果を上げている。

例えば、利用者サービスの向上では、開館日数の増加や利用時間および受付時間の延長、新規イベントの開催および開催回数の増、売店の営業、ホームページの開設および充実、利用料金の値下げ、ポイントカードの導入などの取り組みがあった。

また、経費削減では、光熱水費削減のためエアコンの温度調整および不使用、電気料金節減のための発電機の利用、遊戯用水路の水を水道水から地下水へ変更、エレベーターの使用制限、玄関へのエアーカーテンの設置、除草や軽微な修繕を自前による執行などの取り組みがあった。

さらに、リピーター確保のために、宿泊者に礼状を送付するなど、従来の県の発想では気づけなかった取り組みもあった。

こうした民間の発想による取り組みが他の公の施設の指定管理でも活用できるよう情報を共有するとともに、県の職員の意識改革にもつながることが望まれる。

④今後の公の施設の管理のあり方および指定期間について

行政経営改革室のとりまとめによると、平成18年4月以降の指定管理者の指定状況は、63施設のうち公募が17施設、非公募が46施設である。制度導入の第一期は、制度導入が優先されたため、原則公募とすべきであるにもかかわらず、非公募となった施設が7割を超える結果となった。

例えば非公募とした施設のうち、流域下水道について全国の事例を見ると平成18年度の調査では、流域下水道事業を行っている42の都道府県で、それぞれ対象範囲や施設規模が異なり単純な比較はできないものの、指定管理者制度を導入しているのは11道県、そのうち非公募は滋賀県を含め7道県である。公募により指定管理者を選定しているところもあることから、必ずしも非公募が最適とはいえない施設もあるので、次回更新の際には公の施設の管理のあり方を再検証し、最適な施設管理に向け、十分な検討が望まれる。

なお、びわ湖ホールや下水道公社などの公益法人は、事業の実施および施設の管理・運営を目的に設立された法人であり、指定管理のあり方によっては当該法人の存続意義自体が問われることになるので、当該法人のあり方について十分検討した上で進めることが望まれる。

また、指定管理の期間については、導入当初は安全性の確保や問題点の検証のため3年としているところも多いが、3年では十分な人材の育成やノウハウの蓄積、設備備品のリースも出来ないため効果的、効率的な施設管理が難しいので、指定期間の延長を望んでい

る指定管理者も多い。次回更新に際しては、施設管理の状況を把握し、十分検討のうえ最適な指定期間を決定することが望まれる。

⑤施設の管理と修繕のチェックおよび費用負担について

県は施設の設置者として、指定管理者が施設の設置目的に沿って適正な行政サービスの提供に努めているか常に検証するとともに、指定管理料の積算根拠ともなっている、施設の修繕計画もしくは見込みに対して、適宜適切に施設の修繕に取り組んでいるかどうかを絶えずチェックする必要がある。例えば、大津港公共港湾施設の指定管理においては、修繕費において十分なチェックがされていないため、事業報告書の記載項目が誤っている事例が見受けられた。また、他の施設においてもあらかじめ指定管理料の中に修繕費も含まれていたのに、県が行うべき修繕と指定管理者が行うべき修繕の整理がわかりにくいなどの事例もあった。

さらに、本来必要な修繕を早期にしないことにより不作為の利益が生じるということも考えられるため、常に健全な施設管理が行われるとともに必要な修繕が適宜適切に行われているかチェックすることが望まれる。特に安全面にかかわる修繕については早急な対応が必要である。

また、管理物件の修繕および管理備品の購入については、基本協定の中で1件につき100万円以上のものについては県の負担、1件100万円未満のものについては指定管理者の負担としているが、1件当たりという基準の判断等が明確でないので、修繕および物品の購入の運用に際しての負担に関する方針を決定し、協定等の中で指定管理者の負担の範囲・程度を明確に規定しておくことが望まれる。

なお、新たに指定管理者が購入した物品については、指定管理者の所有物とする施設と県への寄付を条件とする施設とがあり、統一的な取り扱いが望まれる。

⑥指定管理料の積算および精算について

指定管理料の積算については、前年度実績等を参考に上限額を設定しているものが多く見受けられたが、類似施設について情報交換等を行うなど、再度その内容を精査し、適正な積算に努めるとともにその妥当性について検証することが望まれる。

また、自動販売機など目的外使用許可にかかる共益費については、行政財産使用料条例では、県が使用料と併せて徴収することとなっている。そのため、県はあらかじめ指定管理料の中に共益費相当分を上乗せして指定管理者に支払い、それを受けて管理者が共益費を支払うこととしている。しかしながら、目的外使用許可を受けている者が指定管理者である場合、共益費を県へ支払う者と受け取る者が同一であるため、条例上の規定に反してこの事務処理を省略し、県を経由せず直接指定管理者が共益費を支払っている事例が見受けられた。条例遵守は当然のことながら、共益費の精算事務の効率化の観点からは条例改正も含めた検討が望まれる。

⑦指定管理担当課の連携と情報の共有について

県では、指定管理者制度導入に際し制度の円滑かつ適正な運用を図るため、基本的な手続や留意事項を取りまとめた導入ガイドラインを策定しているが、これまで述べてきたように種々の問題や課題等が生じている。

制度を適正に運用するためには、制度導入後明らかになった課題等に対して全庁的に連携して取り組む必要があるため、各部局が持っている様々な情報を共有するため連絡会議等の機会を設け、問題点等の改善に努めるとともに、共通的な取扱い事項については、統一的な意思決定を図りながら、制度導入の効果が発揮されるよう、今後とも取り組んでいくことが望まれる。

第 8 まとめ

県が設置した施設の円滑な管理と利用者が満足できる施設運営は施設設置者である県の責務である。特に、指定管理者制度により施設の管理に民間のノウハウを導入することによるコスト削減効果は大きいものの、その反面、サービス面での質の低下につながっていないか、施設利用者に対し安全面で影響を与えていないかなど、県は絶えずその状況をチェックすることが必要である。

指定管理者制度は「公の施設」のひとつの管理手法であり、その設置目的である「住民の福祉を増進する」という観点から、県民にとって最適な管理方法を常に検討していくことが求められている。

なお、今回の監査では、制度導入の初年度である平成18年度の実施状況を中心に検証等を行った。今後は、指定管理期間全体を通しての実績や効果について、定期監査等を実施していく中で検証していく予定である。

第 9 各施設の状況

1 滋賀県立県民交流センター

(1) 指定管理の概要

1 施設所管部課	県民文化生活部県民活動課
2 施設の名称	滋賀県立県民交流センター
3 施設の所在地	大津市におの浜一丁目1番20号
4 指定管理者	大阪府大阪市中央区淡路町3丁目6番13号 株式会社コングレ
5 指定の日	平成17年12月22日
6 指定の期間	平成18年4月1日から平成21年3月31日まで (3年間)
7 選定方法	公募 (4者)
8 設置目的等 (設置および管理 に関する条例よ	生き生きとした地域づくりを目指して、社会貢献活動その他の様々な分野における自発的な活動に参加する県民が集い、交流するための施設として、滋賀県立県民交流センターを大

り抜粋)	津市におの浜一丁目に設置する。
9 管理運営目標 (基本協定より 抜粋)	(1) 平成19年度における利用料金収入を、対平成16年度実績の3%増にする。 平成16年度 73,299千円 → 平成19年度 75,498千円 (2) 平成19年度における施設利用率(全体平均)を、対平成16年度実績の5%増にする。 平成16年度 45.3% → 平成19年度 50.3%

(2) 指定管理と管理委託の比較

	平成18年度 指定管理者 (株)コングレ	平成17年度以前 管理受託者 (財)淡海文化振興財団
指定管理料 (委託料)	総額(3年間) 36,150千円	平成15年度 51,374千円
	平成18年度 14,000千円	平成16年度 52,689千円 平成17年度 52,769千円
利用人数	平成18年度 262,239人	平成15年度 310,119人 平成16年度 216,332人 平成17年度 239,095人
利用料金収入	平成18年度 65,952千円	平成15年度 76,445千円 平成16年度 73,299千円 平成17年度 74,787千円

(3) 利用者サービス向上のための取り組み

- ・特別会議室、応接室の料金を値下げした。
- ・練習室の学生料金を設定(値下げ)した。
- ・受付時間を延長した。(17時→19時)

(4) 管理経費節減のための取り組み

- ・電気代を削減するために、利用会議室をできるだけひとつの階にまとめる。
- ・事務所内のエアコンは極力使用しない。
- ・利用が終了次第、エアコン、エレベーターなどを停止。
- ・事務用品は、ネットで安価なものを探して購入するよう努める。

(5) その他の個別意見等

- ・今後、指定管理者から託児所等の設置について、具体的な提案があれば検討が望まれる。